

キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、岡山県内(以下「県内」という。)の産業振興のため、中小企業者又は中小企業者の団体(以下「補助事業者」という。)がキーテクノロジー関連分野における新技術又は新製品の研究開発事業(以下「補助事業」という。)を行う場合に必要とする経費の一部を補助することにより、県内ものづくり企業のキーテクノロジー関連分野での研究開発への進出を促進し、地域経済を支える中小企業の競争力を高め、県内地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「中小企業者」とは、県内において事業を行う次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下(岡山県内に本店を置く会社にあつては、5億円未満)の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下(岡山県内に本店を置く会社及び個人にあつては、500人以下)の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第5号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第6号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下(岡山県内に本店を置く会社にあつては、5億円未満)の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であつて、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (6) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下(岡山県内に本店を置く会社にあつては、5億円未満)の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下(岡山県内に本店を置く会社及び個人にあつては、500人以下)の会社及び個人であつて、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この要綱において「中小企業者の団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に規定する中小企業団体のうち、県内において事業を行う次の各号のいずれかに該当し、その構成員の2分の1以上が中小企業者であるものをいう。

- (1) 事業協同組合
- (2) 企業組合
- (3) 協業組合

(4) 商工組合

3 この要綱において「キーテクノロジー関連分野」とは、次の各号のいずれかの分野をいう。

- (1) 半導体・情報通信
- (2) 水素・燃料アンモニア
- (3) 洋上風力・太陽光・地熱
- (4) 自動車・蓄電池
- (5) 食料・農林水産業

4 この要綱において「大学等」とは、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 3 項に規定する大学等をいう。

5 この要綱において「他の事業者」とは、補助事業者以外の、日本国内において事業を営み、本社を置く法人又は個人であるものをいう。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社、関係会社は除くものとする。

（交付対象事業の内容等）

第 4 条 補助事業の内容、補助限度額等は別表 1、補助対象経費は別表 2 のとおりとし、知事が必要かつ適当と認めたものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

（交付の申請）

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）を別に定める日までに知事へ提出しなければならない。

（交付の決定）

第 6 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該補助金の申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定通知の内容又はこれに付された条件に対し不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から起算して 20 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第 8 条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第 3 号）1 部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

（軽微な変更）

第 9 条 前条第 1 項ただし書の「軽微な変更」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 補助対象経費の各経費区分間の配分をいずれか低い額の 20% 以内（当該経費区分の 20% に相当する額が 20 万円以下の場合は 20 万円）で変更する場合
- (2) 補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料の数量、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部を変更する場合

（補助事業の廃止）

第 10 条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業廃止承認申請書（様式第 4 号）1 部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業実施年度の 9 月 30 日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第 5 号）1 部をその年の 10 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は、補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（様式第 6 号）1 部を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、第 10 条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 15 日を経過した日又は補助金交付決定年度の 3 月 6 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第 7 号）1 部を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 14 条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者へに通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

（補助金の概算払及び精算払の請求等）

第 15 条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払（精算払）請求書（様式第 8 号）1 部を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第 16 条 知事は、第 10 条の規定による補助事業の廃止の申請があった場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還が期限内になされない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年 10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

（財産の処分及び管理）

第 17 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年を経過する日以前に、補助金により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供し（以下「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第 9 号）1 部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満のものはこの限りではない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより、当該補助事業者へに収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理

するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、著作物の創作等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間に出願し、登録し若しくは取得し又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定（以下「取得等」という。）したときは、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得届出書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

(実施結果の事業化等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の実施結果の事業化に努めるものとする。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化状況及び補助事業に基づく産業財産権等取得等した場合にはその状況について、事業化状況等報告書（様式第 11 号）1 部を知事に提出しなければならない。

(成果の発表及び普及)

第 20 条 補助事業者は、知事はその成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(証拠書類の保存)

第 21 条 補助事業者は、補助金にかかる経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(雑則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助事業者	事業内容	補助率	補助限度額	事業期間
大学等又は他の事業者（※）と共同研究開発を行う中小企業者又は中小企業者の団体	キーテクノロジー関連分野における新技術・新製品開発等の試行研究	補助対象経費の 4/5 以内	2,000 千円	交付決定日から、交付決定日が属する会計年度の 2 月末まで
	キーテクノロジー関連分野における新技術・新製品開発等の本格研究	補助対象経費の 2/3 以内	10,000 千円	
※財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社、関係会社を除く。				

別表 2

経費区分		内 容
内 部 経 費	人件費	・ 研究開発に直接従事した者の直接作業時間に対して支払われる経費 ※対象経費は、従事者の時間給に直接作業時間数を乗じた額とし、時間給額の計算方法については別途定める。
	旅費	・ 研究開発を行うために直接必要な旅費（国内を原則とする） ※タクシー代、グリーン料金、航空運賃等のファーストクラス料金等は含まない。
【全補助対象経費の1/3以下】 ※AI・IoTに関する研究開発では、全補助対象経費の1/2以下		
内 部 経 費	原材料費	・ 主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
	機械装置費	・ 機械装置又は分析等機械装置（取得価格50万円以上も含む。）の借上げに要する経費 ・ 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費 ※「分析等機械装置」とは、測定、分析、解析、評価等を行う機械装置をいい、取得価格が50万円未満のものとする。（当該研究開発の成果物に含まれるものは除く。） ・ 機械装置を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費
	工具・器具費	・ 機械装置等を製作するための工具・器具の借上げに要する経費 ・ 工具・器具の購入に要する経費
	先行技術調査費	・ 当該事業に係る産業財産権等に関する先行技術調査又は取得に要する経費 ※弁理士への手続代行費用及び翻訳料等に要する経費のうち、特許出願手数料、審査請求料及び特許料等日本の特許庁に納付される経費、拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費を除いたもの
外 部 経 費	共同研究費	・ 大学等又は他の事業者との共同研究契約等に基づき当該大学等又は他の事業者を支払う経費 ※大学等又は他の事業者に現物支給する場合の消耗品費等を含む。 【全補助対象経費の1/2以下】
	技術指導受入費	・ 外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払う経費 【全補助対象経費の1/2以下】
	外注費	・ 設計、ソフトウェアのプログラミング及び原材料等の再加工を外注する場合に要する経費 ※構築物、機械装置又は工具・器具を外注する場合を除く。 【全補助対象経費の1/2以下】
	販路開拓費 （本格研究のみ）	・ 販路調査の委託に要する経費 ・ 当該研究開発による試作品等を展示会に出展する場合、その会場設営及び運営に要する経費 ・ 当該研究開発による試作品等の広告宣伝に要する経費 【全補助対象経費の1/2以下】
【全補助対象経費の2/3以下】 ※AI・IoTに関する研究開発では、全補助対象経費の1/2以下		

※消費税、振込手数料は補助対象経費には含まれない。

※借上げに要する経費については、当該年度内支出部分のみを対象とする。

様式第1号

【キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金 補助事業計画書】

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

(住 所)

(申請者名)

(代表者名)

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金交付申請書

上記補助金の交付について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分（該当する区分を選択すること）

試行研究 ・ 本格研究

() AI・IoTに関する研究開発 ※該当する場合は「○」を記入

2 研究開発テーマ名

3 交付申請額 円

4 補助事業の内容 別紙「補助事業実施計画書」のとおり

※住所は、本店所在地を記載してください。

別紙

補助事業実施計画書

1 事業内容等 (採択となった場合、公開 (プレス発表) することがあります。)

I. 補助事業者の概要 (グループでの申請の場合、本項目につき個別に作成し提出してください。)			
本店所在地	〒 ー		
名称			
代表者	役職 :	氏名 :	
研究開発 推進責任者 連絡先	役職 :	氏名 :	
	TEL :	FAX :	
	E-mail :		
研究実施場所	(本店所在地と研究実施場所が違う場合のみ記載すること。複数ある場合は全て記載すること。) 〒 ー		
資本金額	千円	常時使用する 従業員数	名
売上高 (単独)	千円 (昨 年) 千円 (一昨年)	研究開発費	千円 (昨 年) 千円 (一昨年)
業種		主な生産品目	
略歴			
保有する主な 機械・設備・建物			

過去の公的支援制度の利用実績	<p>(過去5年以内に国・県等の補助金交付等を受けたことがある場合記載すること。事業が多数ある場合は適宜、行を追加すること。)</p> <p>事業名 : 実績 : 事業化の状況 :</p>
本計画と同一・類似テーマでの助成金等申請状況	<p>(現在同一・類似テーマで申請中の国・県等の補助金交付がある場合記載すること。事業が多数ある場合は適宜、行を追加すること。)</p> <p>事業名 : 合否判明時期 : 事業概要 :</p>

II. 補助金申請内容			
研究開発テーマ名	(採択された場合公表されます。)		
研究開発概要	(200字程度で簡潔に。キーテクノロジー分野の発展に資する内容も分かり易く記載すること)		
本年度の開発目標			
研究実施期間(本年度分)	令和 年 月 ~ 令和 年 月		
総事業費(本年度分)		補助申請額(本年度分)	

Ⅲ. 事業内容等（図、表などを活用し、査読者が理解しやすい様工夫してください。）

1 開発が必要な理由

（1）自社の事業概要（本事業の研究開発と関連する自社事業・強み）

（2）従来の製品（部品・材料）

（3）市場ニーズ、従来製品の課題（今回のテーマを推進する理由）

（4）キーテクノロジー分野の発展に資する内容

2 研究開発の全体像

（1）研究開発及び事業化への全体像

（2）研究開発の最終目標値

3 現在までに行われた研究

（1）実施内容、得られた結果、顕在化した課題

4 本年度における研究開発事業の目標値と具体的取り組み

（1）研究開発の目標値（本年度）

（2）研究開発の推進ポイント（項目は適宜追加して記載すること）

（a）

（b）

（c）

（3）研究開発の具体的取り組み内容（（2）の内容と対応するように記載すること）

（a）

（b）

（c）

8 共同研究先

- (1) 機関名・部署名・役職・氏名
- (2) 研究分担内容等（自社に不足し、共同研究先が有する技術や知見について詳しく記載すること）
- (3) 共同研究契約等締結（予定）年月日：令和 年 月 日

9 他からの技術指導又は協力（技術指導や協力を受ける予定がある場合、記載すること）

- (1) 機関名
- (2) 部署名・役職・氏名
- (3) 指導又は協力を受ける事項・内容

10 機械装置（機械装置の購入予定がある場合、記載すること）

- (1) 購入先
- (2) 内容等（見積等、金額の根拠となる書類を添付すること）

11 外注（研究開発の一部を外注する予定がある場合、記載すること）

- (1) 外注先
- (2) 内容等（見積等、金額の根拠となる書類を添付すること）

12 販路開拓（販路開拓費を申請する場合、下記のうち該当するものにつき記載すること）

- (1) 販路開拓の内容・需要開拓の方針（できるだけ詳細に記載すること）
- (2) 販路開拓を行う試作品等の概要
- (3) 委託先・委託内容（販路開拓事業の一部を委託する予定がある場合）

13 事業実施体制

(1) 本開発に従事する人員

研究開発担当職員	名
その他担当職員	名
計	名

(2) 事業責任者

- (ア) 氏名
- (イ) 部署・役職名
- (ウ) 略歴

(3) 主任研究開発担当者

- (ア) 氏名
- (イ) 部署・役職名
- (ウ) 略歴

(4) 経理担当者

- (ア) 氏名
- (イ) 部署・役職名

14 地域の産業活性化への貢献、雇用創出等の波及効果

2 経費の配分

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金 申請額	備考 (積算根拠)
人件費				
旅費				
原材料費				
機械装置費				
工具・器具費				
先行技術調査費				
共同研究費				
技術指導受入費				
外注費				
販路開拓費 (本格研究のみ)				
消費税		/	/	
合計				

※ 消費税及び地方消費税の額は補助対象経費に含まないので、補助申請に要する経費の各欄（消費税の欄及び合計の欄は除く。）には、消費税及び地方消費税の額を控除した額を記載すること。

※ 消費税の欄には、旅費～販路開拓費までを合計した額に税率 10% で計算した額を記載すること。

※ 費用の算出には、根拠となる資料（見積、価格表など）を添付すること

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった上記補助金については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第7条の規定により通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、岡山県補助金等交付規則及びキーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。
- 5 補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときはその返還を行わなければならない。

- 6 補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
- 7 知事が別に定める期間内に、取得財産等を処分しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

この場合において知事は、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金
に係る補助事業（内容、経費の配分）変更承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった
上記の補助事業（内容、経費の配分）を下記のとおり変更したいので、岡山県補助金等交付規則
（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により承認を申請します。

記

1 申請区分（該当する区分を選択すること）

試行研究 ・ 本格研究

() AI・IoTに関する研究開発 ※該当する場合は「○」を記入

2 変更の理由

3 変更の内容

4 経費配分の変更

別表のとおり

5 変更が実施計画に及ぼす影響及び効果

別表（様式第3号関係）

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金 申請額	備考（積算根拠）
人件費	()	()	()	
旅費	()	()	()	
原材料費	()	()	()	
機械装置費	()	()	()	
工具・器具費	()	()	()	
先行技術調査費	()	()	()	
共同研究費	()	()	()	
技術指導受入費	()	()	()	
外注費	()	()	()	
販路開拓費 (本格研究のみ)	()	()	()	
消費税	()	/	/	
合計	()	()	()	

注) (1) 変更に係る参考資料等を添付すること。

(2) () 内は、変更前の数字を記載すること。

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金
に係る補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上
記の補助事業を下記の理由により廃止したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規
則第56号）第10条の規定により承認を申請します。

記

1 申請区分（該当する区分を選択すること）

試行研究 ・ 本格研究

() AI・IoTに関する研究開発 ※該当する場合は「○」を記入

2 廃止する研究開発テーマ名

3 理由

4 廃止の時期

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金
に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上
記の補助事業の遂行状況について、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第
11 条の規定により報告します。

記

1 申請区分（該当する区分を選択すること）

試行研究 ・ 本格研究

() AI・IoT に関する研究開発 ※該当する場合は「○」を記入

2 研究開発テーマ名

3 補助金交付決定額

4 補助事業の遂行状況

(1) 実施状況の経過

(2) 今後の計画等

注) 補助事業の遂行状況については詳細に記載すること。

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金
に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上
記の補助事業に係る事故について、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第
12 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 申請区分（該当する区分を選択すること）

試行研究 ・ 本格研究

AI・IoT に関する研究開発 ※該当する場合は「○」を記入

2 研究開発テーマ名

3 補助事業の進捗状況

4 同上に要した経費

5 遅延の内容及び原因

6 遅延に対する措置

7 補助事業の遂行及び完了の予定

注) 遅延の理由を立証する書類を添付すること。

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金
に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を令和 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 申請区分（該当する区分を選択すること）

試行研究 ・ 本格研究

() AI・IoTに関する研究開発 ※該当する場合は「○」を記入

2 研究開発テーマ名

3 補助金交付決定額 円

4 補助事業の成果

別紙「補助事業実績報告書」のとおり

補助事業実績報告書

補助事業者名 及び代表者名	
連絡担当者	役職： 氏名： TEL： FAX： E-mail：
実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

I 事業実施内容等（必要に応じて適宜、行を追加してください）

- 1 事業内容
- 2 事業実施体制
- 3 研究実施スケジュール
- 4 事業実施結果の概要
- 5 成果の事業化の見込み
- 6 成果の公表及び産業財産権の取得状況
- 7 共同研究
 - (1)機関名・部署名・役職・氏名
 - (2)研究分担内容（自社に不足し、共同研究先が有する技術や知見について詳しく記載すること）
 - (3)契約期間
- 8 外部からの指導受入等
 - (1)機関名
 - (2)部署名・役職・氏名
 - (3)指導等の内容
- 9 外注事業の内容
 - (1)外注先
 - (2)住所
 - (3)内容
- 10 開発実施場所（複数の場合はいずれも記入し主たる場所を明示）

II 経費の配分

経費区分	補助事業に 要した経費	補助対象 経 費	補助金 申請額	備考（積算根拠）
人件費				
旅費				
原材料費				
機械装置費				
工具・器具費				
先行技術調査費				
共同研究費				
技術指導受入費				
外注費				
販路開拓費 (本格研究のみ)				
消費税		/	/	
合計				

※ 消費税及び地方消費税の額は補助対象経費には含まないので、補助申請に要する経費の各欄（消費税の欄及び合計の欄は除く。）には、消費税及び地方消費税の額を控除した額を記載すること。

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金
概算払（精算払）請求書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上
記の補助金について、キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金交付要綱第
15条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円 也

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円

- 5 振込先
金融機関名、店舗名 :
預金種別 :
口座番号 :
口座名義（カタカナ） :

発行責任者及び担当者			
発行 責任者		連絡先	
担当者		連絡先	

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金
に係る取得財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上
記の補助金に関し、取得財産等を次のとおり処分したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41
年岡山県規則第56号）第20条の規定により、承認を申請します。

記

1 申請区分（該当する区分を選択すること）

試行研究 ・ 本格研究

() AI・IoTに関する研究開発 ※該当する場合は「○」を記入

2 研究開発テーマ名

3 品目及び取得年月日

4 取得価格及び時価

5 処分の方法

6 処分の理由

岡山県知事

殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金
に係る産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上
記の補助金に関し、下記のとおり産業財産権等の取得等をしたので、キーテクノロジー成長研究
開発プロジェクト創成事業費補助金交付要綱第 18 条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 種 類 (産業財産権等の種類及び番号)
- 2 取得年月日
- 3 概 要
- 4 相手先及び条件 (譲渡及び実施権設定の場合)

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金
に係る事業化状況等報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上
記の補助金に関し、令和 年度の事業化状況等について、キーテクノロジー成長研究開発プロ
ジェクト創成事業費補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 研究開発テーマ名

() AI・IoT に関する研究開発 ※該当する場合は「○」を記入

2 事業化の状況 (次の(1)～(4)のいずれかに○印を付け、状況等を記入してください。)

(1) 事業化していない理由:

(2) 研究開発継続中

今後の事業化の見込み:

(3) 開発は概ね完了

今後の事業化の見込み:

(4) 事業化している (製品のパンフレット等があれば、添付してください。)

①製品の名称、単価、内容

②本年度販売数、売上高

③今後の見通し

④従業員数への効果 (今年度末人数－前年度末人数＝増減人数)

⑤その他参考事項

3 産業財産権等の取得等

(1) 産業財産権等の種類及び番号

(2) 取得等年月日

(3) 概要

4 令和 年度売上額 (企業全体)

※決算書を添付してください。